

「退職金・相続金専用 ゆとり」説明書

1. 商品名	・退職金・相続金専用 ゆとり	
2. 取扱対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方で、退職金または相続金の確認資料の提示ができる方。 (退職金については「退職所得の源泉徴収票」「振込等により退職金の確認ができる書類」等により確認させていただきます。 相続金については「遺産分割協議書の写し」「相続依頼書の写し」等により確認させていただきます。) ・退職金または相続金の受取日から1年以内に限りです。 	
3. 期間	・定期預金1年(自動継続扱)	
4. 預入	(1)預入方法	・一括預入
	(2)預入金額	・100万円以上退職金または相続金の範囲内
	(3)預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利息	(1)適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 預入時に下記の利率を初回満期日まで適用します。 1年 0.425% 以後、自動継続時には店頭表示金利を適用します。店頭表示金利については、店頭備え付けの金利表示ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページアドレス https://www.hanshin-ca.co.jp】
	(2)利払方法	・お利息は満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 	
8. 取扱期間	・2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)	
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いができます。 ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 	
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・解約日における普通預金利率を期限前解約利率とし、期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 	
11. 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0120-8040-19)にお申し出ください。 	
12. 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、前記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 	
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。 ・上記以外の取扱につきましては、「定期預金共通規定」によりお取扱いいたします。 ・自動継続後の取扱につきましては、「自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱いいたします。 ・金融情勢により預金金利が変更となる場合がございます。 	